証券コード:7841
2021年３月10日

株　主　各　位

新潟県燕市東太田９８７番地
株式会社遠藤製作所
代表取締役社長　渡部　大史

第71回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第71回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。
　なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年３月25日（木曜日）午後５時40分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　　時　2021年３月26日（金曜日）午前10時
２．場　　所　新潟県燕市井土巻三丁目65番地
燕三条ワシントンホテル（３階ホール）
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
３．目的事項
報告事項
１．第71期（2020年１月１日から2020年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第71期（2020年１月１日から2020年12月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　取締役５名選任の件
第３号議案　取締役及び監査役に対する株式報酬制度導入の件

以　上

　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
　なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス http://www.endo-mfg.co.jp）に掲載させていただきます。

◎新型コロナウイルスの感染拡大防止への対応について

・感染リスクを避けるため、本株主総会につきましては、議決権行使書のご返送による事前の行使をご推奨申し上げます。
・感染症による影響が大きいとされるご高齢の方、基礎疾患がある方、妊娠されている方、体調のすぐれない方で、ご出席を検討されている場合は、その要否について特に慎重なご判断をお願い申し上げます。
・株主総会会場入り口付近などに、感染防止のためアルコール消毒液を設置する予定であります。当日ご出席の株主様におかれましては、マスクの着用並びに検温について、ご協力をお願い申し上げます。
・ご来場の株主様で体調不良と見受けられる方には、運営スタッフがお声掛けをさせていただくことがございますので、予めご了承ください。
・当社役員及び株主総会の運営スタッフは、マスクを着用して対応させていただきますので、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

（提供書面）

事　業　報　告

（2020年１月１日から
2020年12月31日まで）

１．企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、景気は緩やかな回復基調でありましたが、新型コロナウイルス感染症の世界的拡大の影響により、景気が急速に悪化する等、経済活動は大きく制限され、世界経済全体へ波及しております。一部で経済に持ち直しの動きがみられるものの、新型コロナウイルス感染症の収束が未だ見通せず、依然として極めて厳しい状況に推移し、先行きに対する不透明感が続いております。

このような状況のもと、当社グループは、取引先に対し受注獲得の取り組みを強化し、開発力の向上と高付加価値製品の供給に努めるとともに、全社で生産効率の向上、製造原価の低減、一層のコスト削減に取り組んでまいりました。

この結果、当連結会計年度の業績は、一部で徐々に受注が回復しつつありますが、新型コロナウイルス感染症の影響による受注の大幅な減少等により、売上高は82億76百万円（前期比15.3％減）となりました。利益面につきましては、生産効率の向上、固定費の低減等のコスト削減に努めましたが、売上高の減少等により、営業利益72百万円（同30.7％減）、経常利益64百万円（同65.2％減）、親会社株主に帰属する当期純損失88百万円（前期は２億65百万円の親会社株主に帰属する当期純利益）となりました。

〈セグメント別の概況〉

（ゴルフ事業）

ゴルフ事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響によりゴルフ市場が低迷する中、企画開発力を高め品質の向上を図るとともに、新たに営業体制を強化し営業力を高め、受注獲得に努めました。

また、更なる生産効率の向上や製造コストの低減が進んだこと等により、売上高37億60百万円（前期比10.5％増）、営業利益４億50百万円（前期は３億３百万円の営業損失）となりました。

（メタルスリーブ事業）

メタルスリーブ事業につきましては、高機能製品の開発・提案や新分野・新規販路の開拓に努めるとともに、生産性の向上・合理化、製造原価の低減を進める中、新型コロナウイルス感染症の影響により需要が減少し、取引先の在庫調整等から受注数が減少したこと等により、売上高７億66百万円（前期比31.3％減）、営業損失53百万円（前期は１億90百万円の営業利益）となりました。

（鍛造事業）

鍛造事業につきましては、前年からのタイ国自動車産業の伸び悩みに加え、新型コロナウイルス感染症の影響により、取引先の一時的な操業停止等から生産数が大幅に減少しました。一部で徐々に回復の兆しもみられる中、主要取引先との関係の強化に努め、積極的な営業活動と新規販路の開拓に取り組むとともに、生産性の向上、生産体制の効率化等のコストの削減に努めましたが、受注数が大幅に減少したこと等により、売上高37億49百万円（前期比28.6％減）、営業利益１億13百万円（前期比82.1％減）となりました。

事業区分	売上高	前連結会計年度比	構成比
ゴルフ事業	3,760百万円	110.5％	45.4％
メタルスリーブ事業	766百万円	68.7％	9.3％
鍛造事業	3,749百万円	71.4％	45.3％
合計	8,276百万円	84.7％	100.0％

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は６億77百万円で、その主なものは次のとおりであります。

（ゴルフ事業）

主力製品の製造拡大のための機械設備

生産性の向上、生産効率向上のための機械設備

（メタルスリーブ事業）

工程改善による生産性向上のための機械設備

（鍛造事業）

生産性の向上、生産効率向上のための機械設備

③ 資金調達の状況

安定的な資金調達手段の確保及び運転資金の効率的な調達を行うことを目的として、単独の金融機関との間で15億円のコミットメントラインを更新しております。

④　事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況
該当事項はありません。
⑤　他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
⑥　吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
⑦　他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況
該当事項はありません。

(2) 直前３連結会計年度の財産及び損益の状況

区　　分	第68期 (2017年12月期)	第69期 (2018年12月期)	第70期 (2019年12月期)	第71期(当期) (2020年12月期)
売　　上　　高(千円)	8,532,657	11,786,596	9,773,969	8,276,401
経　常　利　益(千円)	630,648	912,968	185,816	64,574
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失（△）(千円)	209,302	563,821	265,682	△88,102
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)　(円)	23.98	64.58	30.42	△10.08
総　　資　　産(千円)	18,471,362	18,604,627	18,804,741	17,964,046
純　　資　　産(千円)	14,862,654	15,117,868	16,022,742	15,239,646

(注) 1.第68期につきましては、決算期変更により2017年４月１日から2017年12月31日までの９ヶ月間となっております。
2.第69期より役員株式給付信託（BBT）制度の信託口が所有する当社株式は、１株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会　社　名	資　本　金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
エポンゴルフ株式会社	32百万円	100.0%	ゴルフクラブ等ゴルフ用品の販売
ENDO THAI CO.,LTD.	385百万バーツ (1,132百万円)	100.0%	ゴルフクラブヘッドの製造
ENDO METAL SLEEVE (THAILAND) CO.,LTD.	230百万バーツ (775百万円)	100.0%	ステンレス製極薄管の製造及び販売
ENDO FORGING (THAILAND) CO.,LTD.	270百万バーツ (786百万円)	100.0%	自動車等鍛造部品の製造及び販売

(注) 1.資本金の円貨換算額は、決算日の直物為替相場により算出しております。
2.連結対象会社は、上記の４社であり、持分法適用会社はありません。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、新型コロナウイルス感染症の世界的拡大の影響により、経済活動は大きく制限される中、先行きは依然として不透明で、予断を許さない極めて厳しい状況が続くものと思われます。

このような状況の中、当社グループは、ゴルフ事業、メタルスリーブ事業及び鍛造事業において、次のような取り組みを行っていく所存であります。

(ゴルフ事業について)

・グローバルなゴルフクラブ市場（サプライチェーン）の中で、一層の製造技術、製品品質の向上を図り、ニーズに対応した競争力のある付加価値製品の供給に努めてまいります。

・当社がコア技術とする鍛造製法の特性を更に明確にすべく、製法を更に進化させ、新しい市場ニーズに適応した商品を供給することを目指して、企画開発部門の拡充・強化を図ります。

・生産拠点のタイ工場（ENDO THAI CO.,LTD.）につきましては、生産体制の最適化、一層の効率生産に取り組み、製造コストの低減を更に推し進めます。

・急激な為替変動による製造原価上昇に対して、為替予約等のリスク回避に努めると同時に生産性の向上によるコスト削減を徹底し、収益の確保に努めてまいります。

・変化の激しい市場動向の中で取引先に対する対応をきめ細かく行うために、企画・製造のリードタイムの短縮を図ります。

(メタルスリーブ事業について)

・定着スリーブの強度化と更に熱特性に優れた新素材の開発で、付加価値のある製品のバリエーションを広げます。
・幅広い製品の提案によって、国内外企業での既存取引先との取り組み拡大と新規取引先の開拓を進めることで受注の拡大を図ります。
・極薄加工技術を更に発展・応用した次世代製品の研究開発に取り組みます。

(鍛造事業について)

・当社グループの最大の強みとする自動車部品のエアハンマーによる鍛造製法を推し進め、この分野での圧倒的優位性を実現します。
・鍛造部品の強みを活かし、農耕機等の自動車以外の領域への取り組みも強化することで受注の獲得に努めます。
・製造原価低減による競争力強化の実現と、品質、納期の安定供給を行い受注拡大につなげます。

株主の皆様におかれましては、今後も一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2020年12月31日現在)

事業内容	主要製品
ゴルフ事業	アイアンヘッド、メタルウッドヘッド等
メタルスリーブ事業	メタルスリーブ製品
鍛造事業	自動車鍛造部品、農耕機鍛造部品、自動二輪鍛造部品等

(6) 主要な営業所及び工場（2020年12月31日現在）

当　　社	新潟県燕市	本社及び工場
エポンゴルフ株式会社	新潟県燕市	販売店
ENDO THAI CO.,LTD.	タイ国バンコク市	生産拠点
ENDO METAL SLEEVE (THAILAND)CO.,LTD.	タイ国チャチンサオ県	生産拠点及び販売
ENDO FORGING (THAILAND)CO.,LTD.	タイ国チャチンサオ県	生産拠点及び販売

(7) 使用人の状況（2020年12月31日現在）

①　企業集団の使用人の状況

事　業　部　門	使　用　人　数	前連結会計年度末比増減
ゴ　ル　フ　事　業	729（13）名	△374（ 3）名
メタルスリーブ事業	152（ 2）名	△16（△1）名
鍛　造　事　業	380（－）名	△13（－）名
全　社　（共　通）	22（ 1）名	△1（△2）名
合　　計	1,283（16）名	△404（－）名

（注）１．使用人数は就業人員数であり、臨時雇用者（パートタイマー、人材会社からの派遣社員含む）は、（ ）内に期中の平均人員を外数で記載しております。
２．タイ国の連結子会社３社の就業人員は、期中の変動が大きいため期中平均人員としております。
３．使用人数が前連結会計年度末に比べ404名減少しておりますが、その主な理由は、ゴルフ事業で受注数の減少に伴うタイ工場の生産性向上等による人員の減少であります。

②　当社の使用人の状況

使　用　人　数	前事業年度末比増減	平　均　年　齢	平均勤続年数
119（10）名	13（－）名	42.2歳	15.1年

（注）使用人数は就業人員数であり、他社への出向者20名を除いております。臨時雇用者（パートタイマー、人材会社からの派遣社員含む）は、（ ）内に期中の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（2020年12月31日現在）

借入先	借入額
株式会社第四銀行	700百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2．会社の現況

(1) 株式の状況（2020年12月31日現在）

① 発行可能株式総数　29,800,000株

② 発行済株式の総数　9,441,800株（自己株式626,871株を含む）

③ 株主数　1,115名

④ 大株主の状況（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
株式会社遠藤栄松ファンデーション	1,942千株	22.0%
ノムラピービーノミニーズティーケーワンリミテッド	677	7.7
ゴールドマンサックスインターナショナル	606	6.9
遠藤新太郎	436	5.0
NPBN-SHOKORO LIMITED	428	4.9
株式会社第四北越銀行	400	4.5
遠藤栄之助	380	4.3
遠藤テイ子	304	3.5
内藤征吾	282	3.2
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	251	2.9

（注）1. 当社は、自己株式626,871株を保有しておりますが、上記大株主から除外しております。

2. 持株比率は自己株式（626,871株）を控除して計算しております。

3. 自己株式には役員株式給付信託（BBT）制度の信託口が所有する67,200株は含まれておりません。

4. 株式会社第四銀行は、2021年１月１日付で合併し、商号を株式会社第四北越銀行としております。

5. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社は、2020年７月27日付で合併し、商号を株式会社日本カストディ銀行としております。

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2020年12月31日現在）

会社における雅地位	氏　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	渡部大史	ゴルフ事業部、メタルスリーブ事業部、医療機器・新分野事業部担当 エポンゴルフ株式会社代表取締役社長 ENDO THAI CO.,LTD.取締役社長 ENDO METAL SLEEVE(THAILAND)CO.,LTD.取締役社長 ENDO FORGING(THAILAND)CO.,LTD.取締役社長
専務取締役	石原睦	管理本部担当 エポンゴルフ株式会社取締役
取締役	村田國弘	フォージング事業部担当 タイ駐在室担当 ENDO THAI CO.,LTD.取締役 ENDO METAL SLEEVE(THAILAND)CO.,LTD.取締役 ENDO FORGING(THAILAND)CO.,LTD.取締役
取締役	遠藤新太郎	経営戦略室担当 エポンゴルフ株式会社取締役 株式会社遠藤栄松ファンデーション取締役
取締役	佐野榮偉	税理士
常勤監査役	石井登	エポンゴルフ株式会社監査役
監査役	相馬卓	弁護士
監査役	長橋昇	税理士 協栄信用組合員外監事

（注）１．取締役佐野榮偉氏は、社外取締役であります。

２．監査役相馬卓氏及び監査役長橋昇氏は、社外監査役であります。

３．当社は、監査役長橋昇氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

４．取締役佐野榮偉氏及び監査役長橋昇氏は税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

５．当事業年度中の取締役及び監査役の異動は次のとおりであります。

①2020年３月27日開催の第70回定時株主総会において、新たに石原睦氏、遠藤新太郎氏及び佐野榮偉氏が取締役に選任され就任いたしました。

②2020年３月27日開催の第70回定時株主総会終結の時をもって、取締役青木宏行氏、鶴巻政衛氏及び片山隆二氏が任期満了により、監査役佐野榮偉氏は辞任により退任いたしました。

③代表取締役社長渡部大史氏は、2020年３月27日付で経営企画部兼ゴルフ事業部兼メタルスリーブ事業部兼医療機器・新分野事業部担当からゴルフ事業部兼メタルスリーブ事業部兼医療機器・新分野事業部担当に就任いたしました。

６．当社は執行役員制度を導入しており、2020年12月31日現在における執行役員は次のとおりであります。

氏　名	担　当
近　藤　　類	医療機器・新分野事業部長
佐　藤　博　昭	フォージング事業部長
岡　田　　誠	社長付
行　田　順　二	管理本部長

② 取締役及び監査役の報酬等

イ．当事業年度に係る報酬等の総額

区　分	支給人員	支給額
取締役 （うち社外取締役）	8名 (2)	76百万円 (2)
監査役 （うち社外監査役）	4 (3)	12 (5)
合計 （うち社外役員）	12 (5)	88 (7)

（注）１．取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

２．取締役の報酬限度額は、2007年６月27日開催の第57回定時株主総会において年額170百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。

３．監査役の報酬限度額は、1994年６月18日開催の第44回定時株主総会において年額20百万円以内と決議いただいております。

４．上記の支給額には、以下のものが含まれています。
当事業年度における役員株式報酬制度に基づく役員株式給付引当金の繰入額12百万円

５．役員株式報酬制度につきましては、2018年３月28日開催の第68回定時株主総会において、上記の２.及び３.に記載の取締役及び監査役の報酬とは別枠で決議いただいております。

ロ．当事業年度に支払った役員退職慰労金

上記のほか、2018年３月28日開催の第68回定時株主総会における、役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の決議に基づき、当事業年度中に退任した取締役３名に対し７百万円（うち社外取締役１名に対し０百万円）及び監査役１名に対し２百万円（うち社外監査役１名に対し２百万円）の退職慰労金を支給しております。

③　社外役員に関する事項

イ．他の法人等の業務執行者としての兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

ロ．他の法人等の社外役員としての兼任状況及び当社と当該他の法人等との関係

・監査役長橋昇氏は協栄信用組合の員外監事であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ハ．当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役　佐野榮偉	当事業年度において、2020年３月27日に監査役を退任するまでに開催された取締役会4回のうち4回、監査役会4回のうち4回に出席し、税理士としての専門的見地から、取締役会及び監査役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、2020年３月27日に取締役に就任以降、当事業年度において開催された取締役会13回のうち12回に出席し、社外取締役の立場で、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役　相馬　　卓	当事業年度において開催された取締役会17回のうち16回、監査役会13回のうち12回に出席し、弁護士としての専門的見地から、取締役会及び監査役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役　長橋　　昇	当事業年度において開催された取締役会17回のうち17回、監査役会13回のうち13回に出席し、税理士としての専門的見地から、取締役会及び監査役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称　　有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	支　払　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	35百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	38百万円

(注) 1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

3．当社の在外子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人(外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。)の監査(会社法または金融商品取引法(これらの法律に相当する外国の法令を含む。)の規定によるものに限る。)を受けております。

③ 非監査業務の内容

当社における非監査業務の内容は、企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」への対応に関する助言・指導等であります。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ．企業が存立を継続するためにはコンプライアンスの徹底が必要不可欠であるとの認識のもと、すべての役職員が公正で高い倫理観に基づいて行動し、広く社会から信頼される経営体制の確立に努める。

ロ．コンプライアンス事務局（総務人事部内）を中心にコンプライアンスの推進、教育、研修等の実施を行っていく。すべての役職員は、企業行動指針の基本原則である「コンプライアンス・マニュアル」を通じてその精神を理解し、一層公正で透明な企業風土の構築に努める。また内部通報制度により不正行為等の早期発見と是正を図るため通報窓口をコンプライアンス事務局（総務人事部内）及び内部監査室に置く。

ハ．代表取締役社長直轄の内部監査室が定期的に実施する内部監査を通じて、会社の業務実施状況の実態を把握し、すべての業務が法令、定款及び社内諸規程に準拠して適正・妥当かつ合理的に行われているか、また会社の制度・組織・諸規程が適正・妥当であるかを公正不偏に調査・検証することにより、会社財産の保全並びに経営効率の向上に努め、監査結果を社長に報告する。

ニ．市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たない。また、不当な要求に対しては、組織全体として毅然とした態度で対応する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や、各取締役が職務権限規程に基づいて決裁した文書等、取締役の職務執行に係る情報を適正に記録し、法令及び「文書管理規程」等に基づき、作成保存する。なお、文書の保存期間及び保管場所は、「文書管理規程」に定める。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ．当社グループのリスクを総括的に管理する「コンプライアンス・リスク管理委員会」は、管理部門担当取締役が委員長となり、各部門担当取締役とともに、カテゴリー毎のリスクを「経理規程」、「与信管理規程」、「安全衛生管理規程」及び「リスク管理規程」等に基づき体系的に管理する。

ロ．「コンプライアンス・リスク管理委員会」は、関連規程に基づきマニュアルやガイドラインを制定し、部門毎のリスク管理体制を確立する。

ハ．監査役及び内部監査室はグループ各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を取締役会に報告する。取締役会は定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

④　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ．環境変化に対応した当社グループ全体の将来ビジョンと目標を定めるため、中期経営計画及び単年度の経営計画を策定する。経営計画を達成するため、取締役の職務権限と担当業務を明確にし、職務の執行の効率化を図る。

ロ．代表取締役社長が主宰する経営協議会において、取締役会で決定した経営方針に基づき、取締役会または代表取締役から委任された当社の業務執行に関する重要事項の審議、具体的内容の決定、進捗の報告を行う。

⑤　会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ．「関係会社管理規程」に基づき、関係会社に対するコンプライアンス、リスク管理、効率性向上のための施策等について適切な管理を行う。円滑な情報交換とグループ活動を促進するため、必要に応じて関係者連絡会議を開催する。

ロ．監査役と内部監査室は、定期的にグループ管理体制を監査し、取締役会及び関係会社連絡会議に報告する。

ハ．取締役会及び関係会社連絡会議は、グループ管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

⑥　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議のうえ、内部監査室員を監査役を補助すべき使用人として指名することができる。監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けない。

⑦　取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

イ．取締役及び使用人は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び不正行為や重要な法令並びに定款違反行為を認知した場合のほか、取締役会に付議する重要な事項と重要な決定事項、その他重要な会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、内部監査の実施状況、重要な月次報告、その他必要な重要事項を、法令及

び「監査役会規程」並びに「監査役監査基準」等社内規程に基づき監査役に報告する。

ロ．監査役に報告を行った当社グループ役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループに周知徹底する。

⑧　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ．代表取締役社長は、監査役と各年度の上半期と下半期に各１回以上定期的会合を持つ。

ロ．監査役は重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等重要会議に出席するとともに、稟議書類等業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることとする。

ハ．「監査役会規程」「監査役監査基準」に基づく独立性と権限により、監査の実効性を確保するとともに、監査役は内部監査室及び会計監査人と密接な連携を保ちながら自らの監査成果の達成を図る。

ニ．監査役は、会計監査人と各年度の四半期に１回以上定期会合を行う機会を確保する。

ホ．監査役の職務の執行について生じる費用は請求により、会社は速やかに負担するものとする。

⑨　財務報告の信頼性を確保する体制

財務報告の信頼性の確保及び金融商品取引法に定める内部統制報告書の有効かつ適切な提出のための内部統制システムの構築を行い、適正に機能することを継続的に評価し必要な是正を行うことにより適切な運営を図る。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況は、以下のとおりであります。

①　内部統制全般

当社は、「内部統制システムの基本方針」に基づき、当社及び当社グループの内部統制システム全般の整備及び運用状況について検証を行っております。

② コンプライアンス

コンプライアンス意識の醸成と浸透を図るため、社内ポータルサイトにコンプライアンス・マニュアルを掲載し、社訓、経営理念の意図をはじめコンプライアンスの周知に努めております。

また、本年は全社員を対象に、コンプライアンスの意識向上のため、定期的にコンプライアンス・メールマガジンを発信する等行い、コンプライアンスの浸透に努めました。

③ リスク管理

当社は、リスク管理委員会規程に基づき、管理部門担当取締役を委員長とするコンプライアンス・リスク管理委員会を当事業年度は適宜開催し、全社にわたり潜在的に存在する不正リスクを検証してまいりました。

④ 子会社管理

当社子会社の管理は、関係会社管理規程に基づき、重要事項についての報告を明確にしております。内部監査室による子会社の監査結果は、取締役会で報告を行っております。

⑤ 監査役の職務執行

監査役は取締役会に出席し、取締役等から職務執行について聴取するほか、常勤監査役は経営協議会、コンプライアンス・リスク管理委員会等の重要な会議に出席し、役職員からの報告を確認しております。また、内部監査部門及び会計監査人から情報収集、意見交換を行う等、連携を図っております。

なお、海外子会社に対する監査役監査については、本年は往査及びリモートによる監査を実施し、監査役監査の実効性の確保に努めております。

(6) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結貸借対照表

(2020年12月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**10,264,455**	**流動負債**	**1,460,264**
現金及び預金	6,441,217	支払手形及び買掛金	681,508
受取手形及び売掛金	2,238,417	短期借入金	100,000
電子記録債権	105,633	未払法人税等	89,332
商品及び製品	428,151	未払金及び未払費用	351,031
仕掛品	377,592	賞与引当金	100,650
原材料及び貯蔵品	570,043	その他	137,740
その他	116,076	**固定負債**	**1,264,135**
貸倒引当金	△12,674	長期借入金	600,000
固定資産	**7,699,590**	繰延税金負債	165,847
有形固定資産	**6,266,065**	退職給付に係る負債	380,389
建物及び構築物	2,905,727	役員株式給付引当金	25,822
機械装置及び運搬具	1,600,655	資産除去債務	49,881
工具、器具及び備品	131,026	その他	42,194
土地	1,424,899	**負債合計**	**2,724,400**
建設仮勘定	203,755	**純資産の部**	
無形固定資産	**53,607**	**株主資本**	**13,898,869**
投資その他の資産	**1,379,917**	**資本金**	**1,241,788**
投資有価証券	544,400	**資本剰余金**	**1,220,643**
投資不動産	239,162	**利益剰余金**	**11,735,683**
退職給付に係る資産	528,294	**自己株式**	**△299,246**
繰延税金資産	46,445	**その他の包括利益累計額**	**1,340,776**
その他	21,914	**その他有価証券評価差額金**	**△25,611**
貸倒引当金	△300	**為替換算調整勘定**	**1,394,548**
		退職給付に係る調整累計額	**△28,160**
資産合計	**17,964,046**	**純資産合計**	**15,239,646**
		負債・純資産合計	**17,964,046**

(注)　記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

連結損益計算書

（2020年１月１日から
2020年12月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**8,276,401**
売上原価		**6,826,380**
売上総利益		**1,450,020**
販売費及び一般管理費		**1,377,851**
営業利益		**72,169**
営業外収益		
受取利息	19,994	
受取配当金	3,444	
投資不動産賃貸料	12,024	
その他	20,955	56,419
営業外費用		
支払利息	4,215	
投資不動産賃貸費用	10,904	
コミットメント手数料	5,608	
投資事業組合運用損	25,467	
固定資産除却損	9,415	
為替差損	5,510	
その他	2,892	64,013
経常利益		**64,574**
特別利益		
固定資産売却益	24,395	24,395
特別損失		
減損損失	13,722	13,722
税金等調整前当期純利益		**75,248**
法人税、住民税及び事業税	174,895	
法人税等調整額	△11,544	163,350
当期純損失		**88,102**
親会社株主に帰属する当期純損失		**88,102**

（注）　記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（2020年１月１日から 2020年12月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2020年１月１日 期首残高	1,241,788	1,220,643	11,956,009	△308,493	14,109,948
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△132,223		△132,223
親会社株主に帰属する当期純損失			△88,102		△88,102
株式給付信託に対する自己株式の処分				9,247	9,247
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	―	―	△220,326	9,247	△211,078
2020年12月31日 期末残高	1,241,788	1,220,643	11,735,683	△299,246	13,898,869

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
2020年１月１日 期首残高	△15,997	1,933,169	△4,377	1,912,794	16,022,742
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△132,223
親会社株主に帰属する当期純損失					△88,102
株式給付信託に対する自己株式の処分					9,247
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△9,613	△538,620	△23,783	△572,017	△572,017
連結会計年度中の変動額合計	△9,613	△538,620	△23,783	△572,017	△783,096
2020年12月31日 期末残高	△25,611	1,394,548	△28,160	1,340,776	15,239,646

（注）記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

１．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

・連結子会社の数　４社

・連結子会社の名称　エポンゴルフ株式会社
ENDO THAI CO.,LTD.
ENDO METAL SLEEVE (THAILAND) CO.,LTD.
ENDO FORGING (THAILAND) CO.,LTD.

(2) 持分法の適用に関する事項

非連結子会社及び関連会社はありませんので、該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結会計年度の末日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ．有価証券

その他有価証券

・時価のあるもの　決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

・時価のないもの　移動平均法による原価法を採用しております。

ロ．デリバティブ　時価法を採用しております。

ハ．たな卸資産　主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産（リース資産を除く）　当社及び国内連結子会社は定率法を、また在外連結子会社は定額法を採用しております。
ただし、当社及び国内連結子会社は1998年４月１日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法によっております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	７年～38年
機械装置及び運搬具	５年～10年

ロ．無形固定資産（リース資産を除く）　定額法を採用しております。
なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

ハ．リース資産　当社及び国内連結子会社は、所有権移転外ファイナンス・リースに係るリース資産について、リース期

間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
在外連結子会社については、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

③　重要な引当金の計上基準

イ．貸倒引当金　当社及び国内連結子会社は債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。また、在外連結子会社は主として特定の債権について回収不能見込額を計上しております。

ロ．賞与引当金　当社及び一部の連結子会社は従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、賞与支給見込額に基づき当連結会計年度負担額を計上しております。

ハ．役員株式給付引当金　当社及び国内連結子会社は役員株式給付規程に基づく役員への当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

④　重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、子会社決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

⑤　その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ．退職給付に係る会計処理の方法　当社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
なお、在外連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、原則法を採用しております。数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしています。

ロ．消費税等の会計処理　当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

ハ．連結納税制度の適用	当社及び国内連結子会社は連結納税制度を適用しております。
ニ．連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用	当社及び国内連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和２年法律第８号）において創設されたグループ通貨制度への移行及びグループ通貨制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通貨制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号　2020年３月31日）第３項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号　2018年２月16日）第44項の定めを適用とせず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

(5) 追加情報

（新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積もりについて）

新型コロナウイルス感染症拡大により、市場の低迷、需要の低下から一部の取引先は減産を行い、当社グループはその影響を受けております。

このような状況により、翌連結会計年度以降における新型コロナウイルスの影響は一定期間にわたり継続するものの、感染拡大の収束、経済活動再開に伴い、需要は徐々に回復していくと仮定しており、当社は固定資産の減損等の会計上の見積もりを行っております。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大における影響は、不確定要素が多いことから、将来における実績値に基づく結果がこれらの見積もりと異なる可能性があります。

２．連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

建物及び構築物	211,071千円
土地	450,531千円
投資有価証券	130,000千円
投資不動産	121,716千円
計	913,319千円

上記のほか、在外連結子会社において、公共料金支払保証のため、定期預金24,036千円を担保に供しております。

なお、担保に係る債務の金額は、長期借入金600,000千円、短期借入金100,000千円であります。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額　15,191,078千円

(3) 当座貸越契約及び貸出コミットメント契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	3,876,250千円
借入実行残高	－千円
差引額	3,876,250千円

なお、上記のうち、貸出コミットメント契約（契約総額1,500,000千円）には財務制限条項が付されており、連結貸借対照表の純資産の部の金額が、2019年12月決算期末日における連結貸借対照表の純資産の部の金額の75％未満の金額になった場合は、契約先の要求により、契約は解約される可能性があります。

３．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	9,441千株	－千株	－千株	9,441千株

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	706千株	－千株	12千株	694千株

（注）１．当連結会計年度末の自己株式の株式数には役員株式給付信託（BBT）制度の信託口が保有する当社株式67千株が含まれております。
２．自己株式数の減少は役員株式給付信託（BBT）制度の信託口からの株式給付12千株によるものであります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

2020年３月27日開催の第70回定時株主総会決議による配当に関する事項

・配当金の総額　132,223千円
・１株当たり配当金額　15円
・基準日　2019年12月31日
・効力発生日　2020年３月30日

(注)1. 上記の配当金の総額には、役員株式給付信託（BBT）制度の信託口が保有する当社株式に対する配当金1,191千円が含まれております。
2. １株当たり配当額には、設立70周年記念配当３円を含んでおります。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2021年３月26日開催の第71回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

・配当金の総額　105,779千円
・１株当たり配当金額　12円
・基準日　2020年12月31日
・効力発生日　2021年３月29日

（注）上記の配当金の総額には、役員株式給付信託（BBT）制度の信託口が保有する当社株式に対する配当金806千円が含まれております。

４．税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	5,746千円
賞与引当金	28,722千円
たな卸資産評価損	25,677千円
役員株式給付引当金	7,881千円
貸倒引当金	4,106千円
投資有価証券評価損	3,731千円
固定資産除却損	1,825千円
退職給付に係る負債	74,119千円
減損損失	224,252千円
資産除去債務	15,213千円
たな卸資産未実現利益	8,560千円
税務上の繰越欠損金	1,609,343千円
その他	31,595千円
繰延税金資産小計	2,040,774千円
評価性引当額	△1,979,577千円
繰延税金資産合計	61,197千円
繰延税金負債	
退職給付に係る資産	△161,129千円
在外子会社の留保利益	△2,771千円
減価償却費	△14,816千円
資産除去債務に対する除去費用	△1,832千円
その他	△51千円
繰延税金負債合計	△180,599千円
繰延税金資産・負債（△）の純額	△119,402千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.5%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	13.6%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.2%
住民税均等割額	4.6%
未実現利益	△0.7%
在外子会社等の税率差異	△43.6%
評価性引当額の増減	68.0%
在外子会社の留保利益	△16.7%
海外源泉税分損金不算入	11.4%
外国源泉税	56.7%
期限切れ繰越欠損金	109.1%
連結納税による影響	△16.1%
その他	0.5%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	217.1%

５．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、ゴルフクラブヘッド・ゴルフクラブ、ステンレス製極薄管（メタルスリーブ）及び自動車関連部品の製造販売事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入やファイナンス・リース）を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

受取手形及び売掛金、電子記録債権に係る顧客の信用リスクは、与信管理規則に沿って取引先別に期日管理、残高管理を行い、リスク低減を図っております。また、有価証券及び投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが６ヶ月以内の支払期日であります。一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されておりますが、恒常的に同じ外貨建ての売掛金残高の範囲内となっております。

借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。なお、デリバティブ取引はデリバティブ管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 （千円）	時価 （千円）	差額 （千円）
(1) 現金及び預金	6,441,217	6,441,217	－
(2) 受取手形及び売掛金	2,238,417	2,238,417	－
(3) 電子記録債権	105,633	105,633	－
(4) 投資有価証券	62,762	62,762	－
資産計	8,848,030	8,848,030	－
(1) 支払手形及び買掛金	681,508	681,508	－
(2) 短期借入金	100,000	100,000	－
(3) 未払法人税等	89,332	89,332	－
(4) 長期借入金	600,000	598,120	1,879
負債計	1,470,841	1,468,961	1,879

(注) 1．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

時価については、取引所の価格によっております。

組込デリバティブを区分して測定することができない複合金融商品は、複合金融商品全体を時価評価し、投資有価証券に含めて記載しております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

これらの時価は、元利合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2．非上場株式（連結貸借対照表計上額134,174千円）、投資事業有限責任組合（連結貸借対照表計上額347,464千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「資産 (4) 投資有価証券」には含めておりません。

６．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　1,742円13銭

(2) １株当たり当期純損失　10円08銭

（注）株主資本において自己株式として計上されている役員株式給付信託（BBT）制度の信託口が所有する当社株式は、１株当たり純資産額の算定上、期末発行株式数から控除する自己株式に含めております（当連結会計年度67,200株）。また、１株当たり当期純損失の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております（当連結会計年度71,000株）。

７．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2020年12月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**3,409,384**	**流動負債**	**824,256**
現金及び預金	1,344,232	支払手形	73,968
受取手形	20,789	買掛金	296,023
売掛金	1,431,543	1年内返済予定の長期借入金	100,000
電子記録債権	105,633	未払金	114,292
商品及び製品	106,148	未払費用	44,244
仕掛品	91,948	未払法人税等	8,999
原材料及び貯蔵品	116,702	預り金	26,842
前払費用	26,354	賞与引当金	87,254
未収入金	133,968	設備関係支払手形	66,036
未収還付法人税等	28,926	その他	6,594
未収消費税等	13,581	**固定負債**	**2,356,796**
その他	2,254	長期借入金	2,100,000
貸倒引当金	△12,699	繰延税金負債	162,961
固定資産	**5,810,674**	役員株式給付引当金	25,667
有形固定資産	**1,845,259**	資産除去債務	49,881
建物	685,794	その他	18,287
構築物	38,064	**負債合計**	**3,181,053**
機械及び装置	345,649	**純資産の部**	
車両運搬具	1,144	**株主資本**	**6,064,617**
工具、器具及び備品	63,790	**資本金**	**1,241,788**
土地	668,290	**資本剰余金**	**1,220,643**
建設仮勘定	42,525	資本準備金	1,183,788
無形固定資産	**28,450**	その他資本剰余金	36,855
投資その他の資産	**3,936,965**	**利益剰余金**	**3,901,431**
投資有価証券	544,400	利益準備金	45,225
関係会社株式	2,613,884	その他利益剰余金	3,856,206
出資金	730	別途積立金	6,200,000
長期前払費用	4,608	繰越利益剰余金	△2,343,793
前払年金費用	528,294	**自己株式**	**△299,246**
投資不動産	239,162	**評価・換算差額等**	**△25,611**
その他	6,184	その他有価証券評価差額金	△25,611
貸倒引当金	△300	**純資産合計**	**6,039,006**
資産合計	**9,220,059**	**負債・純資産合計**	**9,220,059**

(注)　記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（2020年１月１日から
2020年12月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**3,859,271**
売上原価		**3,485,017**
売上総利益		**374,254**
販売費及び一般管理費		**738,281**
営業損失		**364,027**
営業外収益		
受取利息及び配当金	3,745	
関係会社受取配当金	343,821	
投資不動産賃貸料	35,154	
その他	8,213	390,935
営業外費用		
支払利息	27,975	
投資不動産賃貸費用	24,397	
コミットメント手数料	5,608	
投資事業組合運用損	25,467	
固定資産除却損	8,355	
為替差損	5,090	
その他	2,333	99,229
経常損失		**72,321**
特別損失		
減損損失	137,193	137,193
税引前当期純損失		**209,514**
法人税、住民税及び事業税	14,822	
法人税等調整額	5,790	20,612
当期純損失		**230,127**

（注）　記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（2020年１月１日から
2020年12月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
					別途積立金	繰越利益剰余金	
2020年１月１日 期首残高	1,241,788	1,183,788	36,855	45,225	6,200,000	△1,981,442	4,263,782
事業年度中の変動額							
剰余金の配当						△132,223	△132,223
当期純損失						△230,127	△230,127
株式給付信託に対する自己株式の処分							
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）							
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	－	△362,351	△362,351
2020年12月31日 期末残高	1,241,788	1,183,788	36,855	45,225	6,200,000	△2,343,793	3,901,431

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
2020年１月１日 期首残高	△308,493	6,417,720	△15,997	△15,997	6,401,723
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△132,223			△132,223
当期純損失		△230,127			△230,127
株式給付信託に対する自己株式の処分	9,247	9,247			9,247
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）			△9,613	△9,613	△9,613
事業年度中の変動額合計	9,247	△353,103	△9,613	△9,613	△362,717
2020年12月31日 期末残高	△299,246	6,064,617	△25,611	△25,611	6,039,006

（注）　記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

１．重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式　移動平均法による原価法を採用しております。

② その他有価証券

・時価のあるもの　決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

・時価のないもの　移動平均法による原価法を採用しております。

(2) デリバティブの評価基準　時価法を採用しております。

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

① 製品・仕掛品　総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

② 原材料　移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

③ 貯蔵品　最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）　定率法（1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	７年～38年
機械及び装置	10年

② 無形固定資産（リース資産を除く）　定額法を採用しております。

なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産　所有権移転外ファイナンス・リースに係るリース資産について、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(5) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(6) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金	債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
② 賞与引当金	従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、賞与支給見込額に基づき当事業年度負担額を計上しております。
③ 退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
④ 役員株式給付引当金	当社は役員株式給付規程に基づく役員への当社株式の給付に備えるため、当事業年度における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(7) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
② 連結納税制度の適用	連結納税制度を適用しております。

(8) 追加情報

（新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積もりについて）

新型コロナウイルス感染症拡大により、市場の低迷、需要の低下から一部の取引先は減産を行い、当社グループはその影響を受けております。

このような状況により、翌事業年度以降における新型コロナウイルスの影響は一定期間にわたり継続するものの、感染拡大の収束、経済活動再開に伴い、需要は徐々に回復していくと仮定しており、当社は固定資産の減損等の会計上の見積もりを行っております。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大における影響は、不確定要素が多いことから、将来における実績値に基づく結果がこれらの見積もりと異なる可能性があります。

2．貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

建物	211,071千円
土地	450,531千円
投資有価証券	130,000千円
投資不動産	121,716千円
計	913,319千円

なお、担保に係る債務の金額は、長期借入金600,000千円、１年内返済予定の長期借入金100,000千円であります。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額　3,116,822千円

(3) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権	148,520千円
② 短期金銭債務	252,691千円
③ 長期金銭債務	1,500,000千円

(4) 当座貸越契約及び貸出コミットメント契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	2,300,000千円
借入実行残高	－千円
差引額	2,300,000千円

なお、上記のうち、貸出コミットメント契約（契約総額1,500,000千円）には財務制限条項が付されており、連結貸借対照表の純資産の部の金額が、2019年12月決算期末日における連結貸借対照表の純資産の部の金額の75％未満の金額になった場合は、契約先の要求により、契約は解約される可能性があります。

3．損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

① 売上高	441,477千円
② 仕入高	2,521,188千円
③ 外注加工費	3,260千円
④ 営業取引以外の取引高	392,017千円

(2) 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類
新潟県燕市	ゴルフ製品製造用資産	建物、構築物、機械及び装置 工具、器具及び備品、土地
新潟県燕市	遊休資産	建物、構築物、機械及び装置
新潟県燕市	社員寮	建物、構築物

当社は、事業用資産において事業の種類別セグメントを基礎として製品の性質、市場の類似性を勘案してゴルフクラブヘッド製造用資産、メタルスリーブ製造用資産及び鍛造部品製造用資産にグルーピングしております。また、投資不動産及び遊休資産においては個別単位でグルーピングしております。

ゴルフ製品製造用資産については、収益性が悪化し回収可能価額が帳簿価額を下回ったことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（124,469千円）として、特別損失に計上いたしました。

その内訳は、建物87,387千円、構築物5,364千円、機械及び装置1,453千円、工具、器具及び備品6,407千円、土地23,859千円であります。なお、減損対象とした固定資産の回収可能価額は、不動産鑑定評価価額等を勘案した正味売却価額により算定しております。

遊休資産については、事業の用に供していない遊休状態であり、帳簿価額に対して市場価格が著しく下落し、今後の使用見込が未確定なため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（4,044千円）として、特別損失として計上いたしました。

その内訳は、建物2,055千円、機械及び装置1,988千円であります。

社員寮については、当社の保有する従業員向け福利厚生施設等の使用状況を勘案し、資産の有効活用の観点から解体撤去の意思決定したことに伴い、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（8,679千円）として、特別損失として計上いたしました。

その内訳は、建物1,395千円、構築物106千円、撤去費用7,178千円であります。

なお、減損対象とした固定資産の回収可能価額は、正味売却価額を零として算定しております。

４．株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	706千株	－千株	12千株	694千株

（注）１．当事業年度末の自己株式の株式数には役員株式給付信託（BBT）制度の信託口が保有する当社株式67千株が含まれております。

２．自己株式数の減少は役員株式給付信託（BBT）制度の信託口からの株式給付12千株によるものであります。

５．税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	2,386千円
賞与引当金	26,612千円
たな卸資産評価損	19,646千円
役員株式給付引当金	7,828千円
貸倒引当金	3,964千円
投資有価証券評価損	3,731千円
関係会社株式評価損	47,611千円
固定資産除却損	1,825千円
減損損失	224,252千円
資産除去債務	15,213千円
税務上の繰越欠損金	1,595,646千円
その他	19,227千円
繰延税金資産小計	1,967,941千円
評価性引当額	△1,967,941千円
繰延税金資産合計	－千円
繰延税金負債	
前払年金費用	△161,129千円
資産除去債務に対する除去費用	△1,832千円
繰延税金負債合計	△162,961千円
繰延税金資産・負債（△）の純額	△162,961千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.5%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	△2.7%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	48.1%
住民税均等割額	△1.6%
評価性引当額	△24.8%
外国源泉税	△24.5%
期限切れ繰越欠損金	△39.2%
連結納税による影響	5.8%
その他	△1.4%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△9.8%

６．関連当事者との取引に関する注記

子会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有割合(%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	エポンゴルフ株式会社	新潟県燕市	32,000千円	ゴルフ事業	100.0	製品の販売役員の兼任	製品の販売(注２)	271,807	売掛金	13,383
							受取配当金(注３)	63,680	－	－
	ENDO THAI CO.,LTD.	タイ国バンコク市	385,000千バーツ	ゴルフ事業	100.0	製造委託役員の兼任	ゴルフヘッド･クラブ製造の委託費用（注２）	7,151	未収入金	4,669
									買掛金	224,834
							製品及び部材仕入（注２）	2,196,434		
	ENDO METAL SLEEVE (THAILAND) CO.,LTD.	タイ国チャチンサオ県	230,000千バーツ	メタルスリーブ事業	100.0	製品の購入役員の兼任	製品仕入(注２)	269,892	買掛金	26,800
							受取配当金(注３)	23,298	－	－
	ENDO FORGING (THAILAND) CO.,LTD.	タイ国チャチンサオ県	270,000千バーツ	鍛造事業ゴルフ事業	100.0	資金の援助役員の兼任	資金の借入(注４)	1,500,000	長期借入金	1,500,000
							利息の支払(注４)	24,968	未払費用	886
							受取配当金(注３)	256,842	－	－

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）１．上記の取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。

２．子会社との取引価格については、市場価格及び他の企業の状況を参考にし、その都度交渉のうえ決定しております。

３．受取配当金については、グループ配当方針に基づき決定しております。

４．資金の借入の利率は、市場金利を勘案して合理的に決定しており、返済条件等についても、資金目的を勘案し都度協議のうえ決定しております。なお、取引金額は、借入金額の総額を記載しております。

７．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　690円35銭

(2) １株当たり当期純損失　26円32銭

（注）株主資本において自己株式として計上されている役員株式給付信託（BBT）制度の信託口が所有する当社株式は、１株当たり純資産額の算定上、期末発行株式数から控除する自己株式に含めております（当事業年度67,200株）。また、１株当たり当期純損失の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております（当事業年度71,000株）。

８．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年２月22日

株式会社遠藤製作所
取締役会　御中

有限責任監査法人　トーマツ
新　潟　事　務　所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　石　尾　雅　樹　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　齋　藤　康　宏　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社遠藤製作所の2020年１月１日から2020年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社遠藤製作所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年２月22日

株式会社遠藤製作所
取締役会　御中

有限責任監査法人　トーマツ
新　潟　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　石　尾　雅　樹　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　齋　藤　康　宏　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社遠藤製作所の2020年１月１日から2020年12月31日までの第71期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2020年１月１日から2020年12月31日までの第71期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び工場において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関しては、取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年３月１日

株式会社遠藤製作所　監査役会

常勤監査役　石　井　　登　㊞

監　査　役　相　馬　　卓　㊞

監　査　役　長　橋　　昇　㊞

(注) 監査役相馬卓及び監査役長橋昇は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

１．期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

①　配当財産の種類

金銭といたします。

②　配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき金12円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は105,779,148円となります。

③　剰余金の配当が効力を生じる日

2021年３月29日といたしたいと存じます。

２．その他の剰余金の処分に関する事項

該当事項はありません。

第２号議案　取締役５名選任の件

取締役全員（５名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役５名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏　　名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の株式数
1	わたべ　たいし 渡部　大史 (1967年３月19日生)	1990年４月　サッポロビール(株)(現 サッポロホールディングス(株))入社 2002年10月　同社経理部 2014年４月　(株)恵比寿ワインマート出向取締役総務部長 2017年４月　当社顧問 2017年６月　当社取締役副社長兼タイ駐在室担当 2018年１月　当社取締役副社長兼経営企画部担当 2018年３月　当社代表取締役社長兼経営企画部兼医療機器・新分野事業部担当 2019年３月　当社代表取締役社長兼経営企画部担当 2019年10月　当社代表取締役社長兼経営企画部兼ゴルフ事業部兼メタルスリーブ事業部兼医療機器・新分野事業部担当 2020年３月　当社代表取締役社長兼ゴルフ事業部兼メタルスリーブ事業部兼医療機器・新分野事業部担当（現任） [重要な兼職の状況] エポンゴルフ(株)代表取締役社長 ENDO THAI CO.,LTD.取締役社長 ENDO METAL SLEEVE(THAILAND)CO.,LTD.取締役社長 ENDO FORGING(THAILAND) CO.,LTD.取締役社長	19,400株
	【取締役候補者とした理由】 同氏は、代表取締役社長として、グループ経営全体を適切に監督しております。各事業部、海外事業、経営企画部門に携わり、豊富な業務経験と経営全般の見識を有しているため、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。		

候補者番号	ふりがな 氏　　名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の株式数
2	いしはら　あつし 石原　睦 (1964年１月14日生)	1993年２月　サッポロビール(株)(現　サッポロホールディングス(株))入社 2005年９月　同社経営戦略部グループリーダー 2009年11月　サッポロ飲料(株)取締役経営戦略部長兼(株)ポッカコーポレーション(現　ポッカサッポロフード＆ビバレッジ(株))取締役 2013年３月　サッポログループマネジメント(株)取締役グループIT統括部長 2019年３月　サッポロホールディングス(株)IT統括部長兼サッポログループマネジメント(株)取締役常務IT統括部長 2020年３月　当社専務取締役管理本部担当（現任） [重要な兼職の状況] エポンゴルフ(株)取締役	1,500株
	【取締役候補者とした理由】 同氏は、現在、専務取締役として管理部門の責任者を務めております。企業経営者としての豊富な経験を有しているため、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。		
3	むらた　くにひろ 村田　國弘 (1957年５月20日生)	2008年10月　当社入社　ENDO FORGING(THAILAND) CO.,LTD.駐在 2012年４月　当社フォージング部長 2015年11月　当社タイ統括駐在室長兼フォージング部長 2016年３月　当社執行役員タイ統括駐在室長兼フォージング事業部長 2017年６月　当社タイ統括駐在室長兼フォージング事業部長 2018年１月　当社フォージング事業部長 2018年３月　当社取締役フォージング事業部担当 2019年３月　当社取締役フォージング事業部兼タイ駐在室担当(現任) [重要な兼職の状況] ENDO THAI CO.,LTD.取締役 ENDO METAL SLEEVE(THAILAND)CO.,LTD.取締役 ENDO FORGING(THAILAND) CO.,LTD.取締役	11,300株
	【取締役候補者とした理由】 同氏は、当社入社以来、フォージング事業部及び海外事業に携わり、現在はフォージング事業部及びタイ駐在室の責任者を務めております。豊富な業務経験と海外における専門的な知見を有しているため、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。		

<table>
<tr><th>候補者
番号</th><th>ふりがな
氏　　名
(生年月日)</th><th>略歴、当社における地位及び担当
(重 要 な 兼 職 の 状 況)</th><th>所有する
当社の株
式数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">4</td><td>えんどう　しんたろう
遠藤　新太郎
(1989年９月20日生)</td><td>2014年４月　東レ(株)入社
2014年８月　(株)東レシステムセンター出向ネットワーク事業部
2018年12月　東レ(株)情報システム部門基盤システム推進部
2020年１月　(株)遠藤栄松ファンデーション取締役（現任）
2020年３月　当社取締役経営戦略室担当（現任）
[重要な兼職の状況]
(株)遠藤栄松ファンデーション取締役
エポンゴルフ(株)取締役</td><td>436,500株</td></tr>
<tr><td colspan="3">【取締役候補者とした理由】
同氏は、現在、経営戦略室の責任者を務めております。豊富な業務経験と見識を有しており、特に若い世代や情報系の見識を取り込むため、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">5</td><td>さの　よしい
佐野　榮偉
(1936年１月19日生)</td><td>1994年７月　新潟税務署長
1995年８月　税理士事務所開業
2000年６月　当社社外監査役
2020年３月　当社社外取締役（現任）</td><td>19,700株</td></tr>
<tr><td colspan="3">【社外取締役候補者とした理由】
同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、税務署長及び税理士として培われた財務・税務知識を有しており、引き続き社外取締役として、その豊富な知識、見識を当社の企業経営の透明性を高め、客観的視点から監督に活かしていただくため、当社社外取締役として適任であると判断し、引き続き社外取締役候補者としております。</td></tr>
</table>

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．佐野榮偉氏は、社外取締役候補者であります。

３．佐野榮偉氏は、現在当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任年数は、本総会終結の時をもって１年であります。

４．当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになるその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって、生じることのある損害について、当該保険契約により補填することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第３号議案　取締役及び監査役に対する株式報酬制度導入の件

１．提案の理由及びこれを相当とする理由

当社は、2018年３月28日開催の第68回定時株主総会において取締役及び監査役（以下「取締役等」といいます。）を対象とした株式報酬制度「株式給付信託（BBT）」（以下「本制度」といいます。）の導入についてご承認いただき（以下、上記株主総会における決議を「原決議」といいます。）今日に至っております。また、本制度の導入後、当社は、当社子会社でエポンゴルフ株式会社（以下「対象子会社」といいます。）の取締役（非常勤取締役を除きます。）を本制度の対象に加えることを決議し、2020年12月開催の対象子会社の臨時株主総会において本制度の導入に関する議案が可決されましたことから、現時点において、本制度は当社取締役及び監査役並びに対象子会社の取締役を対象としています。

今般、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）が2021年３月１日に施行されたことに伴い、現在の取締役等に対する本制度に係る報酬枠に代えて、取締役等に対する株式報酬の報酬枠を改めて設定する旨のご承認をお願いするものであります。

本議案は、法令改正に伴う手続上のものであり、実質的な報酬枠を原決議と比較して増枠するものではなく、原決議同様、取締役等の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上等に貢献する意識を高めることを目的としております。

具体的には、取締役（社外取締役を除きます。）に対しては、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として業績の達成度合に連動した株式報酬であり、社外取締役及び監査役に対しては、監督又は監査を通じた中長期的な企業価値の増大に貢献することを目的として業績の達成度合とは連動しない株式報酬であるため、当社としては、係る目的に照らし、本議案の内容は相当であるものと考えております。

本議案は、取締役の報酬限度額（年額170百万円以内。ただし、使用人給与は含みません。）及び監査役の報酬限度額（年額20百万円以内。）とは別枠として、株式報酬を当社の取締役等に対して支給するため、報酬等の額及び具体的な内容についてのご承認をお願いするものです。なお、本制度の詳細につきましては、下記２．の枠内で、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議に、それぞれご一任いただきたいと存じます。

また、第２号議案が原案通り承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は５名（うち社外取締役は１名）、監査役は３名となります。

なお、本議案の決議の効力は、2021年３月１日に遡って生ずるものといたします。

２．本制度に係る報酬等の額及び具体的な内容

（下線は原決議からの変更箇所を示します。）

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役等に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される株式報酬制度です。なお、取締役等が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時となります。

(2) 本制度の対象者

取締役及び監査役

(3) 信託期間

2018年５月から本信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了します。）

(4) 信託金額（報酬等の額）

当社は、2018年12月末日で終了した事業年度から2020年12月末日で終了した事業年度までの３事業年度（以下、当該３事業年度の期間を「当初対象期間」といい、当初対象期間及び当初対象期間の経過後に開始する３事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）及び2021年１月１日より開始した事業年度を含むその後の各対象期間を対象として本制度を導入しており、当初対象期間に関して本制度に基づく当社の取締役等への給付を行うための株式の取得資金として、64,430千円の金銭を拠出し、受益者要件を満たす取締役を受益者とする本信託を設定しております。本信託は当社が信託した金銭を原資として、当初対象期間に関して当社株式85,000株を取得しております。

また、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は、原則として対象期間ごとに、取締役分として96百万円（うち社外取締役分として２百万円）、監査役分として４百万円をそれぞれ上限として本信託に追加拠

出することとします。ただし、係る追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式（直前までの各対象期間に関して取締役等に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役等に対する給付が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等の金額（当社株式については、直前の対象期間の末日における時価とします。）と追加拠出される金銭の合計額は、取締役分として96百万円（うち社外取締役分として２百万円）、監査役分として４百万円をそれぞれ上限とします。

なお、当社は、当初対象期間を含む対象期間中、当該対象期間における拠出額の累計額が上述の各上限額に達するまでの範囲内において、複数回に分けて、本信託への資金の拠出を行うことができるものとします。当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

（注）当社が実際に本信託に拠出する金銭は、上記のほか、対象子会社の取締役への当社株式等の給付を行うための必要資金を合わせた金額となります。

(5) 当社株式の取得方法及び取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記（4）により拠出された資金を原資として、取引市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することとし、新株発行は行いません。なお、取締役等に付与されるポイント数の上限は1事業年度当たり41,700ポイントであるため、各対象期間について本信託が取得する当社株式数は125,100株が上限となります。

（注）上記の当社株式数の上限には、対象子会社の取締役への給付を行うために取得する株式数を含みません。

(6) 取締役等に給付される当社株式等の数の算定方法

取締役（社外取締役を除きます。）には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位及び業績達成度等を勘案して定まる数のポイントが付与されます。社外取締役及び監査役には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位を勘案して定まる数のポイントが付与されます。

1事業年度当たりに付与されるポイント数の上限は、当社取締役は40,000ポイント（うち社外取締役分として850ポイント）とし、監査役は1,700ポイントとします。これは、現行の役員報酬の支給水準、取締役等の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、取締役等に付与されるポイントは、下記（7）の当社株式等の給付に際し、１ポイント当たり当社普通株式１株に換算されます（ただし、本株主総会における株主の皆様による承認決議の後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。）。

下記（7）の当社株式等の給付に当たり基準となる取締役等のポイント数は、原則として、退任時までに当該取締役等に付与されたポイント数とします（以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。）。

(7) 当社株式等の給付

取締役等が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役等は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記（6）に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から給付を受けます。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。なお、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

また、ポイントの付与を受けた取締役等であっても、当社の名誉を棄損し、または当社に著しい損害等を与えたために辞任する場合は、取締役会の決議及び監査役の協議により給付を受ける権利の全てまたは一部を取得できない場合があります。

(8) 議決権の行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。係る方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

(9) 配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、役員株式給付規程の定めに従って、その時点で在任する取締役等に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることになります。

(10) 信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得したうえで、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記 (9) により取締役等に給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

以　上

メ　　モ

株 主 総 会 会 場 ご 案 内 図

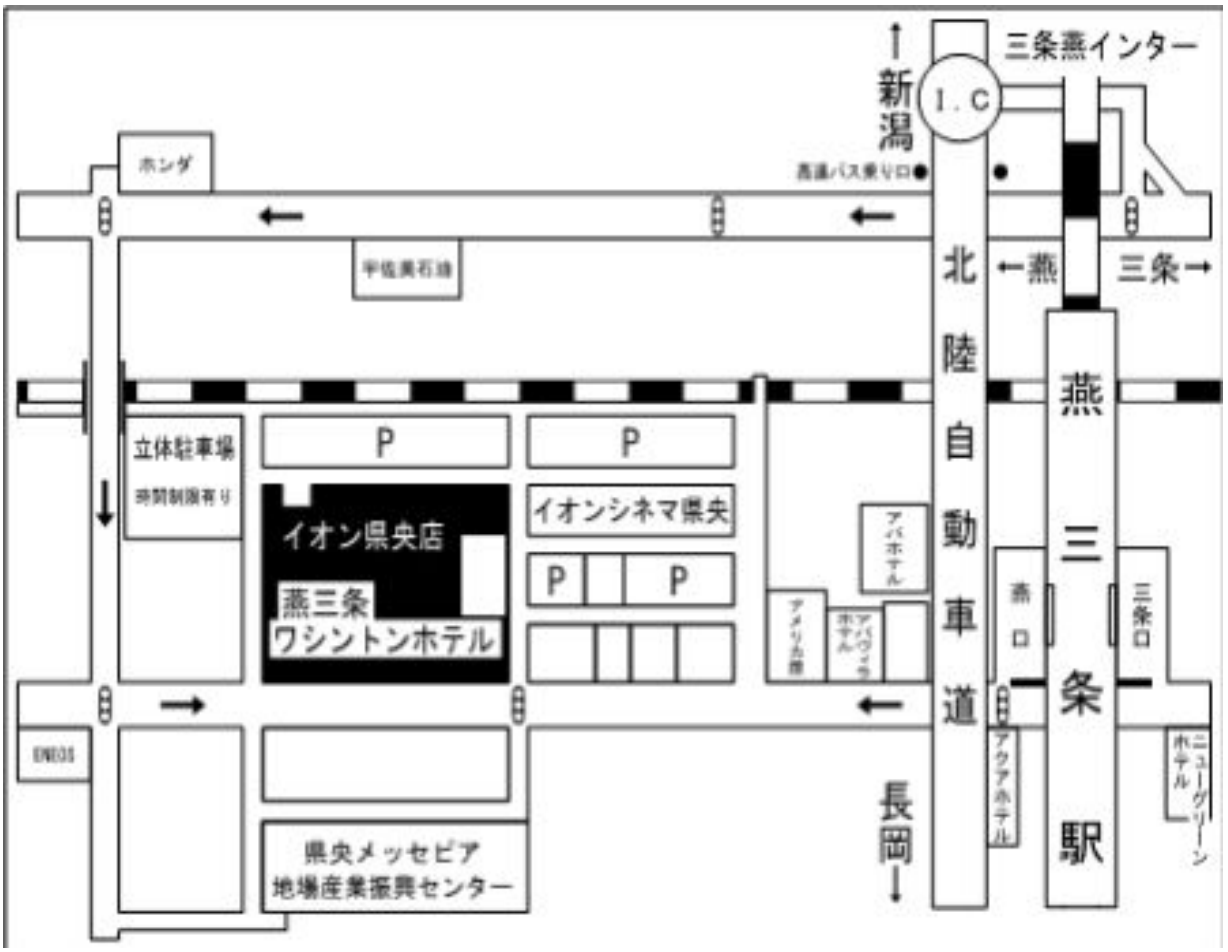

会場　新潟県燕市井土巻三丁目65番地
　　燕三条ワシントンホテル（３階ホール）
電話　（0256）６６−１１１１
交通　北陸自動車道　三条燕インターより車で３分
　　ＪＲ上越新幹線　燕三条駅より徒歩で５分